**紀の海クリーンセンターの搬入ごみ受け入れ基準について**

搬入条件

１．搬入物は、**海南市、紀の川市、紀美野町で発生した一般廃棄物**に限ります。

２．事業系一般廃棄物の搬入については、**市町の許可業者、自己搬入の事業者**に限ります。（事業者の不燃性粗大ごみは搬入できません。

３．搬入物は、可燃ごみ、小型家電、金属類、缶、ガラス、ビン等、雑誌・本類、段ボール、布類、ペットボトル、陶磁器に分別して下さい。

４．搬入時には、排出者及び搬入者とごみの排出場所確認のため、[搬入許可申請書](http://kinoumi-kouiki.jp/clean/pdf/01hannyupdf.pdf)を記入していただきます。

持込時の注意事項

１．搬入は、**原則搬入者及び同乗者による手下ろし**となります。(車両を傷付けない等のため)

　　「燃やすごみ｣、｢不燃ごみ｣、「大型ごみ」、「資源ごみ」は、施設内で降ろす場所が異なります。必ず分別して持ち込んで下さい。皆様のご協力をお願いします。

２．受入時間、最大積載量を遵守して下さい。

３．材質、種類、用途等により、受け入れができない場合があります。

４．廃棄物を袋に入れて搬入する場合は、内容物が確認できるように、透明または半透明の袋で搬入して下さい。**内容物確認のため開封することがあります**。

５．剪定枝は、**長さ１．５ｍ以下、幹の太さは直径２０㎝以下**にしてください。根は土の付いたものは搬入できません。（草木類破砕機の故障の原因となるため）

６．**畳の搬入は１日1回とし、６枚まで**(半畳たたみも１枚)とします。ただし解体に伴うものは搬入できません。

７．動物の死骸については、２０ｋｇ以下となります。

８．産業廃棄物は処理できません。

９．搬入量、規格寸法、車両、時間帯等について、施設の適正な処理の確保をかるため、制限させていただくことが

　あります。

受け入れできないもの

１. 一般廃棄物の収集運搬を受託して行い、搬入したとき（委託業者、許可業者は除く）。

　　※廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第７条による許可を受けてない場合は、同法　第２５条第1項に該当します。

２．**ごみの排出者と搬入者が違うことが確認されたとき**（親族の廃棄物の搬入は、続柄及び住所を確認させていただくことがあり

　　ます。

３．**産業廃棄物**

産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するなど適正に処理して下さい。

産業廃棄物について詳しくは、和歌山県循環型社会推進課（０７３－４４１－２６９２）または岩出保健所衛生環境課（０７３６－６１－００２２)へお問い合わせ下さい。）

４．法令等により再生利用が義務付けられているもの

ア．自動車及び原動機付自転車、自動二輪車（部品も含む）

　　問い合わせ先:二輪車リサイクルコールセンター　電話番号：０５０－３０００－０７２７

イ．**家電４品目**

・購入した家電小売店、又は買い換えようとする家電小売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、処理を依頼して下さい。

（自ら指定取引所へ持ち込む場合）

**リサイクル料金についてはこちら　→** [一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター (aeha.or.jp)](https://www.rkc.aeha.or.jp/)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話０１２０－３１９－６４０

・あらかじめ郵便局でリサイクル料金を振り込んでから、リサイクル券（振込証明書）を受領したのち、貼り付けて指定取引場所へ持込んで下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定取引場所 | 住　所 | 電話番号 |
| 光運輸株式会社 | 和歌山市永穂２７１番地 | ０７３－４６２－６６７０ |
| 日本通運（株）和歌山支店　中央物流事業所営業課 | 和歌山市西浜７９６番地１ | ０７３－４３２－６３０１ |

５．解体・リフォ－ム工事に伴う残置物の取り扱いについて

　　解体・リフォ－ム工事の前に、**残置物の所有者である、建築物の所有者が廃棄物処理法に則って処理する必要があります。**

　残置物は、所有者が自らクリーンセンターに搬入するか、一般廃棄物処理業の許可を持つ業者に処理を委託して搬入して下さい。

　　解体工事では、残置物が発生しないよう、所有者に対し処理方法をご説明ください。

解体業者、不用品回収業者など、市町の**一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者が廃棄物を回収し、処理をすることは法律で禁じられています。**

６．処理困難物について

　住民又は、事業者は指定された処理困難物を処理施設に持ち込むことはできません。

|  |
| --- |
| **処理困難物として持込出来ないもの** |
| 有害・危険性があるもの | バッテリー、ガスボンベ・消火器、農薬、薬品、灯油、ガソリン、石油等 |
| 感染性があるもの | 注射針、注射器具 |
| 産業廃棄物 | パレット、農業用ビニール、消毒用ホース、農業容器、農業用機械、事務所等から排出される不燃性粗大ごみ |
| 処理困難物 | 石膏ボード、断熱材、石、土、砂等、塀 |
| 廃棄物の処理に支障を及ぼす恐れがあると認める物 | 室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式）、システムキッチン、太陽光設備等、発電機、ピアノ(電子ピアノを除く)、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽・タイヤ(一輪車・自転車を除く)、除湿器・冷風機（フロンガス使用製品)、ウォーターサーバー、大型金庫 |
| **施設の処理能力により持込制限を行うもの** |
| 破砕処理能力を超える物※事業活動の場合は産業廃棄物です。 | 多量の木くず、木材※当クリーンセンターへの持ち込み基準（長さ１．５ｍ、直径２０㎝）※受入基準を満たさない場合、又は多量（２ｔトラック３台／戸・日を超える時）に発生した場合は、再生利用指定業の業者に委託して下さい。コンクリート類（物干し台、漬物石のみ受け入れ可能）※再生利用指定業等の処理業者に委託して下さい。多量の建具類(建具類：ドア、窓、障子、ふすま、雨戸、サッシ、網戸など)※建物の解体、リフォームに伴い排出されるものは、処理業者等に委託して下さい。 |

７．消火器の適正処理について

　消火器の処理についてはこちら　→　[消火器リサイクル推進センター (ferpc.jp)](https://www.ferpc.jp/)